

11 参加経費

〈講習会参加経費〉《一般》	受講料	18,200円
	剣道社会体育教本代	2,100円
	昼食代（土、日曜日分）	1,800円
	集合写真代	1,000円
	合計	23,100円

《シルバー割引》	65歳以上は一般の受講料の一割引。	
	受講料	16,500円
	それ以外は《一般》と同様	
	合計	21,400円

※ シルバー対象は令和4年3月31日までに65歳になる者。

- 〈全剣連登録料〉 後日認定証と共に登録料（5,500円）振込用紙をご自宅宛てに郵送する。
登録料未払いの場合、認定をしない。
- 〈受講取消しの返金〉（1）令和4年2月25日（金）までは手数料を引き全額返金。手数料 610円
（2）それ以降は剣道社会体育教本代および手数料を引いた額を返金。
（3）上記（1）（2）以外の返金はしない。

12 安全対策

- （1）参加者は、各自十分健康管理に留意して本講習会に参加すること。
- （2）全剣連において、講習会実施中、傷害発生の場合は応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費（手術、入院費は含まない）は全剣連が負担する。
- （3）全剣連は講習中の参加者の事故に対し、（講習会場への往復途上は含まれる）傷害保険に加入する。
参加者は、必ず健康保険証（コピー不可）を持参すること。
- （4）新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、全日本剣道連盟のガイドラインを遵守すること。また、講習会の2週間前から講習会当日まで、「健康観察チェックシート」（後日、全剣連より送付する）を記入し、講習会当日の受付に提出する。

13 その他

- （1）申込書に記載される個人情報（登録県名、称号・段位、漢字氏名、カナ氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、職業等）は全剣連が実施する本講習会のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。
また、全剣連は、研究材料としてビデオ撮影することがある。
- （2）本講習会を受講した者に、全剣連「社会体育指導員」の講習証を付与し、合格した者には「全剣連社会体育指導員剣道（初級）」の認定証を授与する。なお、規定の基準に達しない科目がある場合は条件付合格となる。
- （3）本講習会に合格した者は、公益財団法人日本スポーツ協会「剣道コーチ（専門科目）」の修了者となる。
- （4）本講習会の受講者は、通信教育で8単位分を自宅学習し、講習会時に指定の論文を提出し、通信教育分の筆記試験を受験する。 ※後日、論文課題等を本人に送付する。
- （5）本講習会の可否は、後日、受講者本人に連絡する。
- （6）合格者の登録料は、後日本人より全剣連に振り込む。
- （7）「全剣連社会体育指導員剣道（初級）の認定証」は、後日、個人評価表と合わせて本人に送付する。

14 新型コロナウイルス感染症に関する注意事項

- （1）受講者は、新型コロナワクチンを2回以上受け2週間以上が経過している、又は講習会開催日直近3日以内の抗原検査の結果が陰性であることとする。
- （2）本講習会では、入場時体温測定を実施し37.5度以上ある者は受講できない。
- （3）糖尿病や心不全などの基礎疾患のある者は、主治医の承認を得て受講すること。
- （4）受講者は、必ずマスク（講習中含）を着用すること。面装着時は、面マスクとマウスシールドを着用すること。 ※眼と鼻の部分を覆うシールドについても着用を推奨する。
- （5）受講者は、受付時「健康記録チェックシート」を提出すること。
- （6）講習生同士で、夜の会食は行わないこと。
- （7）木刀・審判旗は、各自で準備して共有しないこと。
- （8）講習期間中に、関係者から新型コロナウイルス感染が確認された場合は、講習の日程を変更・短縮することがある。